

桶川市立桶川西中学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会の名称は桶川市立桶川西中学校PTAとし、事務局を桶川市立桶川西中学校に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭、学校、社会における生徒の幸福と健全な成長を図るため教育環境づくりを行い、本校の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を深め教養を高めることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 良き保護者、良き教職員を目指すための各種研修事業
- (2) 生徒の学校教育環境の充実を図る事業
- (3) 学校、家庭及び地域との緊密な連携による生徒の健全育成事業
- (4) 部活動育成のための事業
- (5) PTA活動の広報事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

第3章 活動方針

第4条 この会は、教育を本旨とする自主独立した団体として、次のような基本的方針のもとに活動する。

- (1) 特定の政党や宗教を支持することなく、また各選挙において候補者を推しない。
- (2) もっぱら営利を目的とする行為はしない。
- (3) 学校の人事その他管理には干渉しない。
- (4) 他の団体等の拘束を受けない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員となることができるのは、次のとおりとする。

- (1) 桶川市立桶川西中学校に在籍する生徒の父母または父母に代わる保護者
- (2) 桶川市立桶川西中学校の教職員

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

- (1) 会費は、月額300円とする。
- (2) 部活動会員は、部費として生徒1名につき、年額4,000円（傷害保険料を含む）を年度始めに納めるものとする。

第7条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会 計

第8条 この会に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第9条 この会の会計は、総会の議決を経た予算に基づいて行われる。

第10条 会計は、一般会計、部活動会計及び特別事業会計の3会計とする。

第11条 各会計の予算及び決算については、総会の承認を必要とするが、部活動会計及び特別事業会計については、予算についての承認は省略することができる。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役 員

第13条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名（ただし、1名は教頭をもって充てる）
- (3) 理 事 若干名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 監 事 3名
- (6) 幹 事 若干名

第14条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表して会務を統括し、理事会及び常任理事会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、この会の活動の企画並びに運営について審議する。
- (4) 常任理事は、この会務を協議し執行する。
- (5) 監事は、随時、会計を監査し、総会にて報告する。
- (6) 幹事は、会議の議事並びに活動に関する重要事項を記録し、書類の保管、庶務、会計及び財産の管理をする。

第15条 この会の役員の選出は、次による。

- (1) 会長、副会長は会員の中から理事会で選出し、総会の承認を必要とする。選出定数等については、細則に定める。
- (2) 理事は学級並びに教職員ごとに会員の互選により選出し、その定数等は細則に定める。
- (3) 常任理事は、会長、副会長、幹事、各専門部正副部長があたる。
- (4) 監事は、総会において会員の中から選出する。また、監事は他の役員を兼ねることはできない。
- (5) 幹事は、会員の中から会長が委嘱する。

第16条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 任期途中、役員に欠員が生じた場合、必要に応じて会長が選出し、理事会で報告する。

3. 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 この会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長の職にあったものを理事会で推戴し、総会に報告する。

3. 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第7章 専門部及び特別委員会

第18条 この会は、第3条の活動を推進するために専門部を設ける。

2. 各専門部においての必要事項は、細則に定める。

第19条 理事会において必要と認めるときは、特別委員会を設けることができる。

2. 特別委員会として「桶川西中サポーターズ」(通称: OWSUP!)を設け、その必要事項は細則に定める。

第8章 会議

第20条 この会の会議は総会、理事会、常任理事会、三役会、専門部会及び特別委員会とする。

2. 総会、理事会、常任理事会及び三役会は会長が、専門部会は各部長が招集する。

3. 総会、理事会及び常任理事会は、それぞれ構成員の3分の1以上の出席を要する。

第21条 総会は会員をもって構成し、この会の最高議決機関として毎年1回開催する。ただし、理事会が必要と認めるとき、または3分の2以上の要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

2. 総会での決定事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の改正の承認

(2) 事業計画及び予算の承認

(3) 事業報告及び監査報告並びに決算報告の承認

(4) 役員の承認

(5) その他必要事項

3. 総会は、構成員の3分の1以上の出席者をもって成立するとするが、事前に委任状の提出があった場合は、出席したものとみなす。

4. 議案の議決は、前第2項第1号を除き出席者の過半数の賛成により有効とする。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

5. 議長は、会員の中から選出し、議事進行にあたる。

第22条 理事会は、理事をもって構成し、総会に次ぐ議決機関とする。

第23条 常任理事会は、常任理事をもって構成し、この会の執行機関とする。

第24条 三役会は、正・副会長、幹事をもって構成する。

第25条 専門部会は、各専門部員をもって構成する。

第9章 細 則

第26条 この会の運営に関し必要な細則は、理事会の議決を経て定める。

第10章 補 則

第27条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第28条 この会に、次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 議事録
- (4) 会計簿
- (5) 重要書類綴

附則

この規約は、昭和50年5月2日より施行する。ただし、第6条の規約については、昭和62年4月1日より適用する。

附則

昭和61年5月17日より一部改正

附則

昭和62年5月9日より一部改正

附則

昭和63年5月14日より一部改正

附則

平成元年5月13日より一部改正

附則

平成5年5月15日より一部改正

附則

平成8年5月18日より一部改正

附則

平成9年5月17日より一部改正

附則

平成11年5月15日より一部改正

附則

平成13年5月19日より全部改正

附則

平成30年5月11日より一部改正

桶川市立桶川西中学校PTA細則

第1条 この細則は、桶川市立桶川西中学校PTA規約（以下「規約」という）に基づき必要な事項を定める。

第2条 規約第15条に規定する定数等は、次のとおりとする。

- (1) 副会長は、各小学校区から1名以上選出する。
- (2) 理事は学級理事、及び教職員理事とする。
- (3) 学級理事は、各学級より4名選出する。
- (4) 教職員は理事とし、専門部に所属する。

第3条 規約第19条に規定する「桶川西中サポーターズ」の会員は、年度ごとに公募するものとし、正・副会長は、会員の互選により選出する。

ただし、既会員は本人からの申出のない限り、生徒在籍中は継続して会員となる。

第4条 規約第18条に基づき設置する専門部は次のとおりとし、部長1名及び副部長2名は、部員の互選で選出する。

- (1) 学年部
- (2) 広報部
- (3) 厚生部
- (4) 健全育成部

第5条 学校長は、PTAの諸活動に参画し、学校運営との調整を図る。

第6条 会務の円滑な運営を期するため、規約第26条に基づき次の規定を設ける。

- (1) 旅費・慶弔見舞金規定（別記1）
- (2) 大会等参加・出場補助規定（別記2）
- (3) 部活動規定（別記3）

第7条 会員等で、PTA活動に対し特に功績があったと認められるときは、三役会の審議を経て、感謝状及び記念品を贈呈し表彰することができる。

附則

この細則は、昭和50年5月2日より施行する。ただし、第6条の規定については、昭和62年4月1日より適用する。

附則

平成元年5月13日より旧第6条を施行する。

附則

平成5年5月15日より一部改正（第3条、第5条）

附則

平成11年5月15日より一部改正（第5条3号）

附則

平成13年5月19日より全部改正

附則

平成15年1月11日より一部改正（第2条3号）

附則

平成18年2月25日より一部改正（第3条、第4条）。ただし、第4条の規定については、平成18年4月1日より適用する。

附則

平成21年5月15日より一部改正（第2条1・2・3号）

附則

平成23年5月13日より一部改正（第2条3号）

附則

平成26年4月1日より一部改正（第2条2号3号）

附則

平成27年4月1日より一部改正（第2条3号）

附則

平成30年5月11日より一部改正（第3条）

附則

令和2年7月25日より一部改正（第6条1号）

(別記1)

旅費・慶弔見舞金規定

	内 容	金 額
旅 費	出張手当 1日市外出張の場合	500円
	宿泊手当 旅行宿泊料金(一夜につき)	10,000円
	交通費 市外出張の場合 (公共交通機関利用に準ずる)	実費または相当額
慶 祝 金 見 舞 金	教職員の結婚・出産	5,000円
	病気(怪我)見舞い 病気や怪我で、入通院が連続 14日以上による休業・休学 の場合(教職員及び生徒)	5,000円
	罹災見舞い 被害の状況・程度による	程度により会長が 決定 (最高額10,000円)
弔 慰 金	会員または生徒の死亡の場合	5,000円
	教職員の配偶者死亡の場合	5,000円
	教職員の父母及び子の死亡の場合	5,000円

(別記2)

大会等参加・出場補助規定

学校の代表として生徒または会員が、海外又は国内派遣研修、関東大会及び全国大会等のスポーツ大会への出場、交流事業や競技会・コンクールなどに参加又は出場する場合で、会長が特に必要と認めたときに限り、その経費の一部を補助することができる。(平成13年5月19日規定設置)

(別記3)

部活動規定

第1条 この規定は、桶川市立桶川西中学校PTA細則第6条第3号の規定に基づき、部活動育成に関し必要な事項を定める。

第2条 各部活動部（保護者）は、次の活動を行う。

- (1) 運営計画立案
- (2) 各種大会参加への協力
- (3) 育成部賠償責任保険等への加入手続き
- (4) その他必要事項

第3条 各部活動部は、必要に応じて部長、副部長を置くことができる。

2. 部長及び副部長は、その部に加入する会員の互選により選出する。

第4条 相互理解のもとに、部の新設、改廃等ができる。

第5条 各部活動部に指導者を置く。原則として、指導者は学校長が教職員の中から委嘱する。

第6条 各部活動部の運営は、指導者と相談して行う。

第7条 この部に要する経費は、部費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第8条 各部活動部において臨時徴収するときは、部会員の承認を得るものとする。

第9条 部加入生徒の事故に対する補償は、賠償責任保険及び日本体育・学校健康センター加入保険によるが、保護者も一部負うものとする。

附則

この規定は、昭和63年4月1日より実施する。

附則

平成5年5月15日より一部改正

附則

平成6年5月21日より一部改正

附則

平成11年5月15日より一部改正

附則

平成13年5月19日より一部改正

桶川西中学校PTA組織図

